令和2年度第1回

かごしま外国人材受入活躍推進会議

資料

令和2年11月11日(水) 鹿児島県商工労働水産部 外国人材受入活躍支援課

1. 雇用をとりまく状況

- ・**2030年の生産年齢人口は**,2019年と比較して約13.5万人が減少し,**約73万人になる見込み**。
- ・過去10年間の有効求人倍率は増加傾向で推移し、令和元年度は1.33倍。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で,有効求人倍率は一時的に減少したが,**R2年9月は1.08倍(前月と同率)** であり,全国1.03倍を0.05ポイント上回った。特に製造業,農業,建設業,介護,宿泊業,飲食業においては,労働需給の構造的な課題は解決されておらず,有効求人倍率は高止まりしている。

人口動態・生産年齢人口(2010~2030年) (単位:人) 1,706,242 2010年 1,016,150 1,648,177 2015年 929,758 1,601,711 2019年 865.816 1,583,263 2020年 854.859 ▲13.5万人 1,510,970 2025年 784,686 1,436,753 2030年 730,481

出所:国勢調査(2010年, 2015年)鹿児島県推計人口(2019年) 国立社会保障・人口問題研究所(2020年, 2025年, 2030年)から作成

1.000.000

■うち生産年齢人□ (15~64歳)

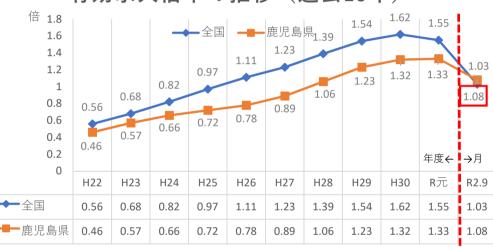
1.500.000

2.000.000

500.000

■総人□

有効求人倍率の推移(過去10年)



出所:「最近の雇用失業情報(令和2年9月)| (鹿児島労働局)から作成

職業別常用有効求人倍率

職	業	R02.9		
ナキエ和の職業	金属関係の製造等	1.80		
生産工程の職業	金属を除く製造・加工	1.64		
農林漁業の職業	農林漁業	2.02		
ᇩᆔᅜᄱᄼᄥᄽ	建設躯体工事	14.85		
	建設(躯体工事を除く)	2.87		
建設・採掘の職業	電気工事	2.23		
	土木	3.04		
	介護サービス	2.46		
サービスの種類	飲食物調理	1.50		
	接客•給仕	1.52		

出所:「最近の雇用失業情報(令和2年9月)」(鹿児島労働局)から作成

2. 主要産業の動向

- ・産業別に県内総生産額をみると、**製造業、農業、建設業、保健衛生・社会事業**の産業において、**10**年前と 比較して増加率が高く、これらの産業は有効求人倍率が高く、**人手不足が顕著。**
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの業種で業況は悪化し、2020年9月調査の日銀短観(日銀鹿児島支店発表)によると、建設・不動産業を除いて、業況判断D.I.はマイナスとなっている。なお、卸・小売は、巣籠もり需要や観光需要の持ち直しで18ポイント増加したが、2020年12月までの見込みでは悪化が見込まれる。
- ・雇用人員判断D.I.をみると、新型コロナウイルス感染症の状況下においても人手不足の状態である。

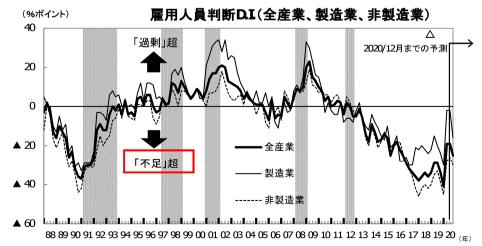
産業別総生産額の比較

(単位:百万円,%) **業況判断D.I.**

(「良い」- 「悪い」、%ポイント)

項目	目 119年度		H29年度	増加率	r	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	総生産額(A)	割合	総生産額(B)	割合	(B/A)	
製造業	630, 377	12. 0%	787, 673	14. 4%	125. 0%	ſ
農業	162, 238	3. 1%	236, 323	4. 3%	145. 7%	
建設業	373, 965	7. 1%	442, 246	8. 1%	118. 3%	┞
宿泊・飲食サービス業	174, 321	3. 3%	166, 123	3. 0%	95. 3%	
保健衛生・社会事業	482, 876	9. 2%	619, 416	11. 3%	128. 3%	
その他	3, 429, 002	65. 3%	3, 222, 706	58.9%	94. 0%	
合 計	5, 252, 779	100.0%	5, 474, 487	100.0%	104. 2%	

出所:「鹿児島県民経済計算」(鹿児島県)から作成



出所:「全国企業短期経済観測調査結果(2020年9月)」(日銀鹿児島支店)

業種	2019年12月	2020年3月	2020年6月	20204	₽9月	2020年12月
(有効回答社数)	実 績	実 績	実 績	実 績	前回予測	までの予測
全 産 業 (142)	4	▲ 2	▲ 20	▲ 17	▲ 26	▲ 15
鹿 児 島 (87)	2	▲ 1	▲ 22	▲ 20	▲ 25	▲ 15
宮 崎 (55)	9	▲ 1	▲ 16	▲ 13	▲ 29	▲ 16
製 造 業 (45)	4	4	▲ 26	▲ 27	▲ 27	▲ 11
素 材 業 種 (16)	▲ 13	6	▲ 19	▲ 32	▲ 31	▲ 31
加工業種(29)	13	3	▲ 31	▲ 25	▲ 24	0
うち 食 料 品 (12)	0	0	▲ 25	▲ 8	▲ 17	0
非 製 造 業 (97)	4	A 4	▲ 17	▲ 12	▲ 27	▲ 18
建設・不動産 (24)	38	34	28	30	▲ 4	17
卸・小売 (27)	▲ 22	▲ 22	▲ 37	▲ 19	▲ 37	▲ 33
サービス・宿泊飲食 (18)	▲ 10	▲ 21	▲ 33	▲ 39	▲ 38	▲ 33
その他 (28)	8	▲ 11	▲ 25	▲ 25	▲ 29	▲ 22

注)「素材業種」は、繊維、木材・木製品、紙・パルプ、化学、窯業・土石製品、非鉄金属。

「加工業種」は、食料品、金属製品、はん用・生産用・業務用機械、電気機械、輸送用機械、その他製造業。

「サービス・宿泊飲食」は、対事業所サービス、対個人サービス、宿泊・飲食サービス。 「その他」は、運輸・郵便、情報通信、電気・ガス、物品賃貸、鉱業・採石業・砂利採取業。

出所:「全国企業短期経済観測調査結果(2020年9月)|(日銀鹿児島支店)

雇用人員判断D.I.

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2019年12月	2020年3月	2020年6月	2020:	年9月	2020年12月
	実 績	実 績	実 績	実 績	前回予測	までの予測
雇用人員判断	▲ 34	▲ 41	▲ 19	▲ 19	▲ 25	▲ 25
うち 製 造 業	▲ 24	▲ 30	▲ 2	▲ 2	▲ 15	▲ 16
うち 非製造業	▲ 39	▲ 45	▲ 28	▲ 26	▲ 30	▲ 30

出所:「全国企業短期経済観測調査結果(2020年9月)|(日銀鹿児島支店)

3. 外国人材の状況

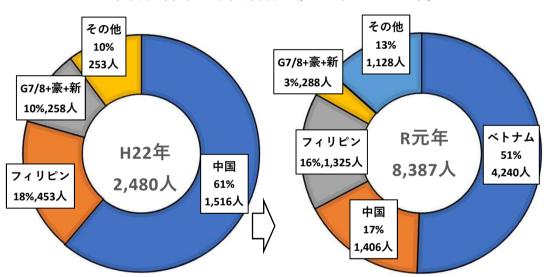
- ・在留資格別でみると,**技能実習生の割合が最も多く,約70%を占めている**。
- ・国別では、ベトナムが最も多く、中国、フィリピンと続き、これらの3か国で約85%を占めている。
- ・産業別では、全国平均に比べて製造業の割合が多く、これは食品製造業(特に、食鳥処理加工の技能実習生)が中心である。一方で、留学生の資格外活動が中心の宿泊・飲食業の割合は、全国と比較して低い。
- ·<u>製造業,農業,建設業,介護,宿泊業,飲食業の6業種</u>における技能実習生及び特定技能外国人の<u>5年後</u> <u>(2024年)の受入見込数を8,400人</u>(製造業3,400人,農業2,000人,建設業1,000人,介護1,000人,宿泊業 400人,飲食業600人)と推計。

在留資格別外国人労働者数(H22.H26,R元)

(単位:人) 197 技能実習 1,690 5,722 760 身分に基づく 922 在留資格 1,256 296 専門的: 技術的分野の 376 在留資格 771 302 資格外活動 217 546 500 1,000 1,500

■H22年 ■H26年 ■R元年

国別外国人労働者数(H22年 VS R元年)



産業別外国人労働者数(R元年10月時点)

(単位:人,%)

産業名	艺	製造業	卸売・小売業	建設業	宿泊・飲食業	医療・福祉
鹿児島県	人数	3,811	825	739	327	204
庇冗与宗	構成比	45.4%	9.8%	8.8%	3.9%	2.4%
全国	人数	483,278	212,528	93,214	206,544	34,261
土国	構成比	29.1%	12.8%	5.6%	12.5%	2.1%

出所:グラフ、表ともに「外国人雇用状況の届出状況表」(鹿児島労働局)から作成

かごしま外国人材受入活躍推進戦略 概要

本県における外国人労働者を巡る現状

外国人材の活用にあたっての課題

1 雇用環境

- ・今後も生産年齢人口の減少が続き、2025年には、 2018年より約10万人減少し約78.5万人となる見込み
- ・有効求人倍率は高い水準で推移。2019年12月は1.33 倍。44か月連続で1倍台。
- ・特に,製造業,農業,建設業,介護,宿泊業,飲食 業で人手不足が深刻。

2 外国人労働者の受入状況

- ・人手不足を補う形で外国人労働者が増加。2019年は 8,387人で,5年間で2.6倍。
- ・特にベトナム人労働者の増加が顕著で、2019年は 4,240人と5年間で約16.6倍に急増。
- ・外国人労働者は県内各地に分散し、国籍も多様化。
- ・新たな外国人材の受入制度「特定技能」が開始。国は、今後5年間で最大34.5万人の受入れを見込む。

1 関係団体・機関等が把握している課題

- ・外国人材の獲得競争が激化しており, 今後安定的に確保 できるか不透明。
- ・生活費の安さや通勤時間の短さ, 自然環境など鹿児島の 魅力のPRが必要。
- ・地域で日本語を学べる機会が少ない。
- ・外国人材に選ばれるよう多文化共生の取組の推進が必要 など

2 監理団体が把握している課題

- ・一定レベルの日本語能力の習熟
- ・失踪や事故等への対応
- ・受入企業の体制整備 など

3 事業者の課題

- ・一定レベルの日本語能力の習熟
- ・安定的な受入人数の確保
- ・文化、生活習慣の相互理解など

今後の外国人材の受入見込

製造業,農業,建設業,介護など6業種における技能 実習生及び特定技能外国人の5年後(2024年)の受 入見込数を8,400人と推計。 (単位:人)

製造業	農業	建設業	介護	宿泊業	飲食業
3,400	2,000	1,000	1,000	400	600

新たな送り出し国との関係構築

- ① ミャンマー:人口規模や経済状況等から、今後の送り出し人数の拡大等について最も潜在可能性が高い。
- ② フィリピン:英語でのコミュニケーションが可能であること,特定技能の介護分野で先行して技能試験が実施されるなど,特に介護分野において有望。

今後も増加が見込まれる外国人材を,地域経済を支える貴重な人材として, また,地域社会の重要な構成員として,温かく迎え入れ,定着を促進。

取 組 の 方 向 性

- ① 外国人材の安定的な受入 体制の整備
- ② 共生社会の実現に向けた 相互理解の促進
- ③ 外国人材が安心して働き, 暮らせる環境整備

今を後の施策展開

外国人材に対する支援

- ▶多言語による情報提供, 相談体制の充実(出張相 談など)
- ▶日本語・日本理解講座の 実施等によるコミュニ ケーション能力の向上, 文化・生活習慣の理解促 進

受入事業者等に対する 支援・連携強化

- ♪かごしま外国人材受入活 躍推進会議による連携強 化
- ▶事業者向け相談窓口の設置やセミナーの開催など支援体制の充実
- ▶外国人材の安定的な受入 れ・定着に向けた受入事 業者等の取組の支援
- ▶介護福祉士資格取得を目指す留学生を受け入れる介護施設の支援 など

送り出し国との関係強化、本県の魅力のPR

- ▶ハイズオン省との連携協定等に基づく安定的な人材受入れや、農業分野等の専門家派遣、テト・フェスタの開催などベトナムとの関係強化
- ▶ミャンマー等の送り出し 機関と監理団体等とのビジネスマッチングなどに よる関係構築
- ▶自然や文化,生活費が安 いなど本県の暮らしやす さの P R など

国・市町村,関係機関 との連携

- ▶多文化共生社会推進会議 による連携強化
- ▶労働関係法令の遵守など 事業者の理解促進
- ▶外国人材の活躍や、文 化・習慣等の情報発信に よる相互理解の促進
- ▶外国人材が入居しやすい 住宅の供給促進
- ▶外国人の子どもの学習環 境の整備
- ▶不法就労助長事犯に関与 する悪質ブローカー等の 排除 など

県内の人手不足を緩和し、県内産業の活性化を図る。

令和2年度 鹿児島県外国人材受入活躍推進関連事業(当初予算ベース)

事業概要	予算額
【 圏ベトナム人材受入・交流促進事業 】 ハイズオン省との連携協定等に基づき、外国人材の安定的な受入れを図るとともに、農業分野等 の専門家派遣や相互交流を行う。併せて、「ベトナム・テト(旧正月)フェスタ」を開催するなど、 ベトナムとの関係強化を図る。	11,339千円
【 衝新たな送り出し国との関係構築事業 】 今後の外国人材の送り出し国として有望なミャンマー等との関係構築を図るため,送り出し機関 と県内監理団体等とのビジネスマッチングや,本県の魅力のPR等を行う。	5,840千円
【 劒外国人材受入企業等支援事業 】 県内企業等における外国人材の適切な受入れ・雇用管理を推進するため,企業向けの相談窓口の 設置や,セミナーを開催する。	3,183千円
【 外国人材活躍推進助成事業】 外国人材の定着を促進するため,受入企業等が行う外国人材に対する日本語学習や,地域との交流,本県の自然や文化の体験等の取組を支援する。	2,163千円
【外国人材確保支援事業】 県内監理団体等が外国人材採用活動において活用できる,本県の魅力や外国人材の活躍事例等を まとめた外国語版のパンフレットを作成するとともに,ベトナム人材向けに,本県の魅力や本県で 活躍する外国人材等をFacebookで情報発信するなど,本県の認知度向上を図る。	2,792千円
【 外国人総合相談窓口運営事業 】 在留外国人が生活に係る適切な情報や相談場所に到達できるよう情報提供を行うとともに,多言 語で相談に対応する窓口を運営する。	10,592千円
【 県内企業グローバル人材活用支援事業 】 外国人留学生など高度外国人材の採用により,海外展開やインバウンドの受入れを図る県内企業 を支援するため,企業と留学生のマッチング交流会等を開催する。	3,469千円

事業概要	予算額
【かごしま多文化共生社会推進事業】 外国人が住みやすい魅力的な鹿児島の実現を図るとともに,多くの外国人材が県内各地で活躍できるよう,県民と在留外国人の交流イベント・講座の開催や地域における特色ある国際交流活動等を支援するほか,日本語等講座の実施や日本語サポーターの養成,関係機関による連絡会議などを開催する。	2,344千円
【 劒介護施設等外国人留学生支援事業 】 ハイズオン省と連携し,介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生の受入れを促進するため, 介護施設が県内での就労を希望する留学生に対して学費等を給付する経費の一部を助成する。	38,055千円
【外国人介護福祉士候補者学習支援事業】 外国人介護福祉士候補者等が,円滑に修学・研修・就労ができるよう,日本語及び介護分野の専門知識に係る学習を支援する。	10,095千円
【外国人介護人材受入支援事業】 外国人介護人材が県内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう,集合研修を実施するほか,集合研修に参加できない外国人介護人材のために事業者が行った研修に対し費用を助成する。	7,666千円
【 農業分野外国人技能実習制度適正推進事業 】 外国人技能実習制度の適正な実施のための普及・啓発活動等に努めるとともに,本県の農業分野 で活躍している外国人技能実習生と地域住民との交流を通じて,本県のイメージアップを図る。	2,111千円
合 計	99,649千円

【地域外国人材受入れ・定着モデル事業】(厚生労働省)

- ・技能実習2号移行対象職種となって間もない介護や宿泊業,移行対象業種でない飲食業は,現時点で技能実習から特定技能外国人への移行が見込まれないことから,本事業を活用し、特定技能外国人材の受入れを図る。
- ・新型コロナの影響を踏まえ、R2年度は介護を中心にマッチングを行い、R3年度以降は雇用情勢等踏まえて、配分見直しも検討する。技能実習2号移行対象でない分野(肉用牛、みそ・醤油等)や、製造業におけるエンジニア等も企業ニーズを踏まえて検討する。

- 人手不足に対応した外国人材の受入れについては、①受け入れた外国人材が都市部等に集中するのでは ないか、②中小企業においては受入れや雇用管理に関する知識・ノウハウ等が十分ではない、といった指 摘もあり、外国人材の職場や地域への定着を図るための事例を蓄積し、普及していく必要。
- 受入れ・定着に積極的な都道府県をモデル地域として選定、**当該モデル地域と都道府県労働局が連携**し、 地域の特性を活かしつつ、「**働きやすい職場」、「住みやすい地域」**を作ることで、外国人材が**円滑に職** 場・地域に定着できるよう協調して施策を実施する。
- ⇒ 定着実績や効果的な支援内容等、2年間の事業成果を**報告書にまとめ、他の地方公共団体等に周知**。



- - ・求人が充足しない、外国人雇用の経験が乏 しい中小企業を対象
- ② 参加企業向けセミナーの開催(※)
 - ・外国人雇用に必要な知識・ノウハウ周知
- ③ 外国人材への情報発信・マッチング(※)
 - ・海外向け求人情報発信サイト・現地面接会



- - ・共牛社会の理念・取組の普及・啓発
 - ・地域企業に対する本事業の周知
- ② 参加企業向けセミナーへの参画
 - ・地域の支援体制等の周知
- ③ 地域の魅力の発信
 - ・海外向け求人情報発信サイト・現地面接会 の場等での地域の魅力の発信

4 就労面での定着サポート

- ・就労環境の改善、定着状況の確認
- ・定着に向けた研修(※)
- ・定期的な面談・アドバイス(※)
- ・地域でのネットワーキング(※)

働きやすい職場

職場・地域への定着



住みやすい地域

- (※) 国からの事業委託により実施。受託者はそれ以外の取組についても幅広く助言等を行う。 なお、ハローワークによる国内人材募集・紹介は別途、通常業務として実施。

4 生活面での定着サポート

- ・相談、住居、言語、地域交流など生活面で のサポート等の実施
- ・定着に向けた外国人材向け研修への参画
- ・その他地域の実情・特色を活かした支援
- (注) モデル地域の取組は、都道府県内の市町村、関係団体等 と協力して実施することも可能。

本事業への参加メリットと求められる役割

地域の中小企業

(参加メリット)

・外国人材の定着による企業の発展

(求められる役割)

- ・求人改善の努力
- ・適正な労働条件での雇用、雇用管理の改善に向けた努力
- ・海外人材採用時の現地面接会への参加
- ・本事業への積極的な協力

※現地面接会への旅費等や、海外人材とのマッチング成功時の一定 金額(30万円)は参加企業の自己負担。

都道府県労働局

(参加メリット)

・中長期的な求人未充足状況の改善

(求められる役割)

- ・参加企業の募集・確認
- ・参加企業向けセミナーの開催(※)
- ・外国人材への情報発信・マッチング(※)
- ・就労面での定着サポート(※)

※国からの事業委託により実施。受託者はそれ以外の取組について も幅広く助言等を行う。



国外の外国人材

(参加メリット)

・適正な労働環境、良好な生活環境での就労

(求められる役割)

- ・研修の受講など職場・地域の適切な理解
- ・定期的な面談への参加
- ・地域社会との積極的な交流

都道府県(モデル地域)

(参加メリット)

・外国人材の定着による社会・経済の活性化

(求められる役割)

- ・<u>庁内外の横断的な連携・支援体制の構築、地域の関係者が参画する連絡会議の設置</u>
- ・地域企業・住民等への周知・広報
- ・参加企業向けセミナー、定着に向けた外国人材向け研修への参画
- ・地域の魅力の発信
- ・生活面での定着サポート(相談、住居、言語、地域交流等)

※都道府県の取組は、県内の市町村、関係団体等と協力して実施することも可能。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて



①本国への帰国が困難な方

- ⇒ 「特定活動 (6か月・就労可)」又は「特定活動 (6か月・就労不可)」への在留資格変更が可能です。
- ※ 「特定活動(6か月・就労可)」は、従前と同一の業務(注)で就労を希望する方に限ります
- (注) 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関係する業務(技能実習で従事した職種・作業が属する 「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業(「7 その他」を除く。)) | で就労することも可能です(8月12日追加)
- ※ 帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

②技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

- ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間,<u>「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更が可能</u>です ※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります
- ③実習先の経営悪化等により技能実習の継続(注)が困難となった方(新たな実習先が見つからない場合)
- ⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野(介護、農業等の14分野)で就労が認められる「特定活動(最大1年・就労可)」への在留資格変更が可能です
- (注) 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります (9月7日追加)

【以下については<u>技能実習 2 号を修了される方</u>へのご案内です】

- ④「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方
- ⇒ 移行準備の間、「特定活動(4か月・就労可) | への在留資格変更が可能です
 - ※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み,必要書類を簡素化しています
 - ※「技能実習3号」を修了される方も対象となります
 - ※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能 1 号」への在留資格変更が可能です http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html
- ⑤「技能実習3号」への移行を希望される方
- ⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、<u>「技能実習3号」への在留資格変更が可能</u>です http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等及び 国際的な人の往来の再開の状況(概要)(含和2年10月30日現在)



1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等(全世界対象)

(1) 上陸拒否の対象地域からの入国

上陸申請日前14日以内に159の国・地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否 (11月1日から対象地域に変更あり。詳細については「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」を参照)

- ○「特段の事情」があるとして入国・再入国を許可する具体的な例は、次のとおり
- ・必要な防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にあるもの (在外公館において査証の発給を受ける際、防疫措置に関し、受入企業・団体による誓約書を提出。「短期滞在」は商用に限る。)
- ・再入国許可(みなし含む。)による再入国
- ・日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国
- •その他人道上の配慮の必要性がある場合 など
- ※ 防疫措置として、出<mark>国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得</mark>、入国時の検疫での抗原定量検査、14日間の自宅 等待機・公共交通機関不使用要請等あり。詳細は「外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置について」を参照

(2) 上陸拒否の非対象地域からの入国

在外公館において査証の発給を受ける際、防疫措置に関し、受入企業・団体による誓約書を提出(日本人・永住者の配偶者又は子等、人道上の配慮の必要性がある場合は誓約書不要)。「短期滞在」は商用に限る。

- ※ 防疫措置として、14日間の自宅等待機・公共交通機関不使用要請等あり。 詳細は「外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置について」を参照
- 2 国際的な人の往来の再開(二国間)

感染状況が落ち着いている国・地域を対象として、ビジネス上必要な人材等の出入国を、追加的な防疫措置を条件として、準備が整い次第、試行的に順次実施

(協議・調整の対象国・地域)

- •ベトナム, タイ, オーストラリア, ニュージーランド(6月18日公表)
- カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾(7月22日公表)
- ⇒ベトナム, タイ, カンボジア, シンガポール, マレーシア, ミャンマー, ラオス, 台湾, 韓国, ブルネイについて, 主に長期滞在者を対象とした「レジデンストラック」(14日間の自宅等での待機が前提)を実施中 (詳細はこちら)
- ⇒シンガポール, 韓国について, 主に短期出張者を対象とした「ビジネストラック」を実施(11月1日からベトナムを対象国に追加) (詳細はこちら: <u>シンガポール</u>/ <u>韓国</u>)

「ビジネストラック」の場合、14日間の自宅等待機要請期間中、限定的な範囲内で行動制限を緩和。

外国人がレジデンストラック又は全ての国・地域からの新規入国措置(10月1日から開始)を 活用し日本へ入国する場合のフロー※入国拒否対象地域の場合

①在外公館での査証発給等申請 (誓約書等の提出)

在外公館での杳証又は再入国関連書類提出確認書申請時に、日本側受入企業・団体が作成 する「誓約書(写し)」を提出し、追加的な防疫措置への同意を確認します。

- ※誓約違反時には、受入企業・団体の名称が公表される可能性があります。
- 受入企業・団体は、アプリの導入・設定方法や必要書類について十分理解した上で、対象者も本措 置の内容や誓約内容について理解できるよう、対象者に対して丁寧な説明を行ってください。

健康モニタリングの実施

出国前14日間は検温を実施してください。

健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。

②検査証明の取得等

出国前(搭乗予定航空便の出発時刻)72時間以内に検査を受検し、滞在国・地域の医療機 関にて検査証明を取得ください。

入国

【検疫】

- 空港の検疫で「質問票【機内で記入したもの】」・「誓約書(写し)」を提出いただきます。
- 接触確認アプリのインストール等に誓約いただいていることを確認させていただきます。
- 検査証明(又はその写し)を持参していることを確認します。

【入国審查】

- 検査証明の確認・回収をします。
- **査証の確認又は再入国関連書類提出確認書の確認・回収を**させていただきます。
- アプリインストール等を確認させていただきます。

できる施設)で待機してください。

③空港での検疫・入国審査

移動•待機

本邦入国時にCOVID-19に関する検査を受けて頂きます。検査結果の判明までは原則として空港内 で待機していただきます。

入国後14日間、公共交通機関を使わず、自宅・宿泊施設等(個室、バス、トイレの個別管理が

④行動範囲限定下での活動

14日後

通常活動の実施

- LINEアプリを通じた健康フォローアップを行うとともに、地図アプリ等による位置情報の保存を 行ってください。
- 接触確認アプリを導入し、同アプリの機能を利用してください。
 - 有症状となった場合、滞在・移動を中止するとともに速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡 し、指定の医療機関を受診してください。陽性の場合、濃厚接触者リストや保存された位置情報を 管轄保健所に提供するなど、調査に御協力いただきます。

相手国内

外国人がレジデンストラック又は全ての国・地域からの新規入国措置(10月1日から開始)を 活用し日本へ入国する場合のフロー※非入国拒否対象地域の場合

①在外公館での査証発給等申請 (誓約書等の提出)

- ・ 在外公館での査証申請時に、**日本側受入企業・団体が作成する「誓約書(写し)」を提出し、 追加的な防疫措置への同意を確認します。**
 - ※誓約違反時には、受入企業・団体の名称が公表される可能性があります。
- 受入企業・団体は、アプリの導入・設定方法や必要書類について十分理解した上で、対象者も本措置の内容や誓約内容について理解できるよう、対象者に対して丁寧な説明を行ってください。

健康モニタリングの実施 入国 出国前14日間は検温を実施してください。

健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。

②空港での検疫・入国審査

移動·待機

【検疫】

- 空港の検疫で「質問票【機内で記入したもの】」・「誓約書(写し)」を提出いただきます。 【入国審査】
- **査証の確認を**させていただきます。

③行動範囲限定下での活動

14日後

入国後14日間、公共交通機関を使わず、自宅・宿泊施設等(個室、バス、トイレの個別管理ができる施設等)で待機してください。

- ・ 地図アプリ等による位置情報の保存を行ってください。(推奨)
- ・ 接触確認アプリを導入し、同アプリの機能を利用してください。 (推奨)
- ・ 有症状となった場合、滞在・移動を中止するとともに速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診してください。陽性の場合、濃厚接触者リストを管轄保健所に提供するなど、調査に御協力いただきます。

通常活動の実施

※ R2年11月1日以降、韓国、シンガポール、ベトナム、タイ、中国、台湾、ブルネイ、オーストラリア、 ニュージーランドが非入国拒否対象地域となった。

13

相手国内

日本国

新型コロナウイルス感染症による影響等(出入国関連)

- ·国際的な人の往来の段階的な再開により、本県でも技能実習生等の受入れが開始。
- ・<u>現地日本大使館へのビザ申請が集中</u>していることや、<u>多くの国際定期路線の運休</u>が続いており、 入国が一気に進む状況にはない。
- ・先般,**菅総理がベトナムを訪問され,双方向の定期旅客便の再開で合意された**ことから,**ベト ナム・福岡便の早期再開が期待**されるところ。

【出入国に関する主な意見(事前アンケート結果より作成)】

団体名等	意
県中小企業団体 中央会	・県外国人技能実習生受入組合連絡協議会会員からの要請を受け,レジデンストラックで発生する宿泊費や移 動費の公的支援を県に要望。
県農業協同組合 中央会	・技能実習生の入国が遅れている。入国が開始されたとしても,入国地から本県までの交通手段や14日間の滞在施設の確保,それに伴うコストが課題。
監理団体A	 ・レジデンストラックでの受入れが9月から始まったが、受入企業の入国時の費用負担が増えており、公的支援等の制度を検討してほしい。 ・入国待機が長期化し、内定者による実習の辞退や、企業側の受入辞退等あり。 ・実習終了帰国待機者のほとんどが特定活動へ移行する。 ・毎月、オンライン面接にて新規募集するも、職種によっては面接人数が減少傾向。 ・入国待機者への日本語教育ができなかった期間もあり、日本語能力の低下が懸念。 ・実習を修了し、特定活動へ移行した者の中には、仕事に対する意識が低下している者あり。
監理団体B	・出入国の再開に向けて、本県における待機場所の拡充、帰国時のPCR検査受診費用や入国費用等の補助金交付などを検討していただきたい。また、鹿児島空港発着の国際航空便の再開を早急にお願いしたい。 ・国際航空便の再開を見据えた速やかな入国に向け、レジデンストラックの手続きを行っているが、一部の内定者から技能実習のキャンセルの申し出もある。 ・帰国困難な技能実習生については、特定活動への在留資格変更手続き中。
監理団体 C	・オンライン面接で,体力測定等を確認中。半年以上待機中の内定者もいる。 ・待機が長い内定者を優先して入国手続きを実施し,成田まで車で迎えに行っている。PCR検査や14日間の隔 離等の間にオンライン授業を行っている。

新型コロナウイルス感染症による影響等(県外への転職等)

- ・令和2年9月7日以降,**帰国困難な技能実習生についても,特定産業14分野での就労が認め られる特定活動(最大1年・就労可)への在留資格の変更が可能**となった。
- ・これにより、県内の一部の事業所においては、県外へ転職するケースが生じている。

【県外企業への転職等に係る主な意見(事前アンケート結果より作成)】

団体名等	意
県農業協同組合 中央会	・特定技能制度に対する期待は大きいが、本県を希望する有資格者が少ないことが実増しないことの根本的な要因。なかでも、畜産部門においては、比較的年間雇用が可能だが、有資格者が不足している。 ・外国人材の偏重を防ぐ対策が効果を上げているのか疑問。特定技能有資格者が、好条件を提示する業者の 勧誘で県外に流出する事案もあると聞く。
監理団体B	・技能実習修了者が相次いで県外の他社へ特定技能の資格変更を行うなど、いわゆる引き抜き行為が横行しており、受入企業の業務面にも影響が出ている。 ・他都道府県の登録支援機関などを通じて、同業種・異業種問わず、転職活動が活発になっている。 ・受入企業においては、新たな技能実習生が入国できていない状況の中、帰国困難な技能実習生の転職によって、受入企業側の人員配置などにも影響が出ている。 ・転職活動において、受入企業等に何も通知や報告なく、他都道府県の企業等からのいわゆる引き抜きが行われており、退職手続きや希望しない職種の紹介など一部トラブルも発生しており、技能実習生保護の観点からも憂慮。
監理団体C	・特定活動中に給与面で優遇されている県外の特定技能14業種の企業へ転職するなど,地方から首都圏方面への流出も発生。

新型コロナウイルス感染症による影響等(雇用情勢関連)

・新型コロナウイルス感染症により、本県の雇用情勢等への影響はあるが、**生産年齢人口の減少** 等という構造的な問題は解消しておらず、中長期的には人手不足を補う形で、外国人労働者に 頼らざるを得ない。

【外国人材の雇用情勢に関する主な意見(事前アンケート結果より作成)】

団体名等	意
県経営者協会	・昨年調査した結果によると,『県の支援制度の内容によっては,外国人の雇用を検討したいが34.9%,検討しないが65.1%』。
県商工会議所 連合会	・新型コロナウイルスの感染症拡大により,採用を見送る企業も現れるなど,近年の売り手市場の採用環境に変化が生じはじめている。 ・少子高齢化・人材流出という構造的な課題があることは変わらないため,今後の動向にもよるが,中長期的な視点では,外国人材の雇用意欲も回復していく。
県商工会連合会	・コロナ感染者の少ないベトナムからの技能実習生など,農業関連業種(畜産,農作物生産)事業者では,今 後も継続的雇用を行う見通し。
県農業協同組合 中央会	・農業分野においては,ますます高齢化が進み,労働力不足の傾向は変わらない。 ・年間雇用が難しい経営体も多く,農繁期は特に雇用圧力が高まっている。 ・昨年調査した結果によると,JAだけで500名以上の雇用が見込まれている。
県医師会	・介護分野における人手不足は深刻。求人しても募集があまり来ないという現状。 ・今後,介護分野において外国人が担う役割は大きくなってくる。
県老人福祉施設 協議会	・介護現場は慢性的な人手不足に悩まされ、介護の担い手の十分な確保が喫緊の課題。 ・昨年の第1弾で技能実習生を入れた施設では、教育にかなりの手間がかかり、次年度は様子をみる事業所もあると聞く。 ・介護現場では、外国人限定ではなく、新規人材である介護の担い手を求めている。県では技能実習生・特定技能・留学生等への支援の施策等が推進されている。 ・新型コロナウイルスの影響による内定取り消し・解雇・雇い止め等の貴重な人材に支度金(30~50万円程)などインパクトのある介護業界への流入促進策を要望する。

【外国人材の雇用情勢に関する主な意見(事前アンケート結果より作成)】

団体名	意見
県老人保健施設 協会	・介護分野における慢性的な人手不足は深刻化。 ・一方,老健施設の一部には新型コロナ禍に伴う業務負担増により離職の動きも散見される。 ・コロナ禍で入国制限があって県内の外国人留学生は限られる中,老健施設とのマッチングが整った実績もあり, 今後ともベトナムを軸とした外国人材の潜在的な需要は根強い。
県観光連盟	・国の雇用調整助成金が,12月まで延長。観光関係業者からは,雇用維持や経営維持の観点からも更なる延長を望む声が強い。 ・コロナの感染状況や景気回復状況にもよるが,中長期的な観点からすると観光業界においては,外国人材の受入・雇用に対しては,期待感が根強い。
県飲食業生活 衛生同業組合	・営業自粛の中,雇用調整助成金など活用してきたが,営業再開後の売上回復が見込めず,採用は減少している。・10月から始まったGOTOイートやGOTOトラベルのクーポン,また各地域でのプレミアム券などの効果で忙しい店も出てきているので,今後採用強化に向かう所もあると思われる。 ・外国人雇用に関しては,特定技能1号での採用には経費面と言葉の問題,地域においての外国人材の絶対数が少なく,まだ消極的。
県建設業協会	・県内の協会会員における外国人技能実習生の数は、H29年2月末現在28人であったが、年々増加してきており、R2年8月末では176人。 ・H31年4月から特定技能外国人労働者の受入が可能となり、R2年8月末で16人。 ・現在は、新型コロナによる大きな影響は見られないが、今後は、特に国内景気の縮小による民間投資の落ち込み等から、建設業への影響を懸念する声も聞こえており、雇用への影響も懸念される。併せて、外国人材の雇用は見通せないところ。
県建築協会	・建設業も人手不足は深刻な状況にあることから,一部の職種(とび工,鉄筋工,型枠工など)では外国人材の 雇用が進んでいるが,全業種までは及んでいない。
県建築専門業 団体連絡協議会	・厳しい労働環境下における後継者不足,若年者雇用離れなどの問題は継続する。

【その他の意見(事前アンケート結果より作成)】

団体名	意
県飲食業生活衛生 同業組合	 ・惣菜製造業の技能実習生から外食の特定技能1号への転用や、外食業を特定技能2号の移行対象業種への追加を希望。 ・現行の特定技能1号では、上限5年の在留期間しか認められず、長期的に日本で技術や技能を磨きたい外国人のニーズや、家族を帯同して安心して働きたい声に対応できない。 ・5年間で店舗オペレーション運営は習得できても、店舗経営に資する店舗マネジメントの習得には時間が足りない。また、調理分野では幅広い調理メニューの習得に加え、調理技術を更に磨く時間が必要である。
監理団体A	・監理団体について,近年,県内でも多く許可されており,実習生の入国が大幅に遅れている現状では組 合経営も逼迫することが予想される。
監理団体B	・新型コロナウイルス感染症により、監理団体や受入企業の経営面に影響が出ている。